

## 公共交通基本計画推進支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、奈良県公共交通基本計画に掲げる基本理念である県民・来訪者の移動ニーズを支える県内公共交通とその拠点を実現するため、同計画及び奈良県地域公共交通計画に位置付けられた市町村等が実施する公共交通の維持・充実に資する取組を支援することを目的に、公共交通基本計画推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することとし、その交付については、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協議会 地域公共交通の確保、維持及び改善について協議を行うために、市町村が設置する組織であつて、次に掲げる者によって構成されるものをいう。
  - 一 関係する交通事業者
  - 二 市町村
  - 三 奈良県
  - 四 近畿運輸局
  - 五 前四号に掲げるもののほか、地域の生活交通の実情又は効率化の取組に精通する者その他協議会が必要と認める者
- (2) 奈良県地域交通改善協議会 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第6条第2項の規定に基づき県が事務局となる協議会をいう。
- (3) 地域公共交通計画 活性化法第5条の規定に基づき都道府県又は市町村が策定する地域公共交通計画をいう。
- (4) 地域公共交通利便増進実施計画 活性化法第27条の14の規定に基づき都道府県又は市町村が策定する地域公共交通利便増進実施計画をいう。

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、市町村及び協議会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、奈良県公共交通基本計画を推進するもので、次に掲げるものとする。

- (1) 運行効率化調査検討事業 次に掲げる事業とする。
  - 一 地域公共交通計画に関する調査検討事業
  - 二 地域公共交通利便増進実施計画に関する調査検討事業
  - 三 地域公共交通利便増進実施計画（活性化法第27条の15の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたもの。）に基づく事業の評価
- (2) 利用環境整備事業 地域公共交通の利用環境整備のために必要となる事業で、地域公共交通計画又は地域公共交通利便増進実施計画に基づくもの。

2 補助金の交付を受けて事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を受けて実施する事業（以下単に「補助事業」という。）は、あらかじめ知事に提出した事業の実施に関する事項を記載した計画に基づいたものでなければならない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。なお、補助金の交付対象となる経費の額（以下「補助対象経費額」という。）については、補助事業に要する費用から次に掲げる収入を除いたものとする。ただし、複数の事業主体が共同して行うものについては、当該市町村又は協議会の負担額を補助対象経費額の上限とする。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業第102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号）に基づく国庫補助金その他の補助事業に係る補助金等（以下「その他補助金等」という。）
- (2) 寄付金
- (3) 補助事業において補助事業者が得た収入

2 補助金の補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別表に定める事業区分ごとに第1号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式－別紙1）
- (2) 経費明細書（第1号様式－別紙2）
- (3) 事業計画内容の概要の分かる書類
- (4) 収支予算書及び補助対象経費額に係る算定根拠書類

- (5) その他補助金等の充当状況が把握できる書類（交付決定通知、内定通知等）の写し（該当のある場合）

（交付の決定及び通知）

第7条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、第2号様式による交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

（交付決定の変更の申請）

第8条 補助事業者は、別表に定める各補助対象経費間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の30%以内の変更を除く。）又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ第3号様式による変更交付申請書に変更内容の概要が分かる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第9条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、交付決定の変更を行い、第4号様式による変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の変更交付決定に際して、必要な条件を付けることができる。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、第5号様式による交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条 知事は、必要と認めるときは、交付決定額の10分の7の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、第6号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、補助事業の遂行が困難となった場合又は知事の要求があった場合には、速やかに第7号様式による状況報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施状況（第7号様式－別紙）
- (2) 事業実施状況の概要が分かる書類

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに第8号様式による実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施内容（第8号様式－別紙1）
- (2) 経費明細書（第8号様式－別紙2）
- (3) 事業実施内容の概要が分かる書類
- (4) 補助対象経費の支払いを証する書類又は支払いを確約する書類
- (5) 収支決算額が分かる書類
- (6) その他補助金等の充当状況が把握できる書類（交付決定通知、内定通知等）の写し（該当のある場合）

（補助金の額の確定等）

第14条 知事は、前条に規定する報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第9号様式による額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、前条の規定による額の確定通知を受けた後、補助金の支払を受けようとするときは、第10号様式による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

（取得財産等の管理等）

第16条 補助事業者は、交付を受けた補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第17条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過するまでは、知事の承認を受けずに処分（補助金の交付の目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し又は廃棄すること。以下同じ。）してはならない。

2 補助事業者は前項の取得財産等の処分をしようとするとき及び前項に関わらず取得財産等の処分により処分に要する費用を上まわる収益が発生するときは、あらかじめ第1号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業に関する書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった公共交通基本計画推進支援事業に関する書類は、事業完了に属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき
- (3) 第9条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付を受けた者が、その使用についてこの要綱に違反したとき。
- (6) 第17条に定める処分制限期間において処分を制限された取得財産等の処分を行ったとき。

(補助金の返還)

第20条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、補助対象事業者に対し、当該取消しに係る部分に関して既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に作成された（旧要綱に規定する）地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画は、それぞれ（この要綱に規定する）地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画とみなして、この要綱の規定を適用する。

3 令和2年度に限り、この要綱の施行日前に（旧要綱の規定により）交付決定を受けた地域公共交通網形成計画に関する調査検討事業及び地域公共交通再編実施計画に関する調査検討事業は、それぞれ（この要綱に規定する）地域公共交通計画に関する調査検討事業及び地域公共交通利便増進実施計画に関する調査検討事業とみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率
①運行効率化調査検討事業	地域公共交通計画又は地域公共交通利便増進実施計画に関する調査検討に要する経費	
	調査検討費、協議会開催等の事務費	10/10 【補助金の上限額】 300万円
	実証運行（※1）に要する費用 【補助期間】最大3年	1/3 【補助金の上限額】 400万円
	地域公共交通利便増進実施計画（※2）に基づく事業の評価に関する調査検討に要する経費	1/2
②利用環境整備事業	車両購入・改造に要する経費（ノンステップバス、リフト付きバス、福祉車両等）	1/3
	ICカードシステムの整備に要する経費	1/2
	バス等ロケーションシステムの整備に要する経費	1/2
	バス・鉄軌道等の交通機関の利用環境整備に要する経費（バス停上屋、ベンチ、案内標識、情報表示装置、無料公衆無線LAN環境等）	1/2
	デマンドシステムの導入に要する経費	1/2
	企画乗車船券の発行等に要する経費	1/2
	利用促進（公共交通マップ作成、モビリティマネジメント等）に要する経費（但し、地域公共交通利便増進実施計画（※2）に基づくものに限る。）	1/2

※1 次に掲げる規定を全て満たす運行に限る

- 一 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業又は同法第78条第2号の自家用有償旅客運送として運行されるもの
- 二 運行に要する経費を市町村又は協議会が負担するもの

※2 活性化法第27条の15の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたもの